収入基準について（平成３１年4月１日現在）

１　入居申込者の収入基準

⑴ 公営住宅　　収入認定月額が　１５８，０００円以下

⑵ 改良住宅　　収入認定月額が　１１４，０００円以下

ただし、高齢者等のみの世帯、障がい者や小学校就学前のお子さんがいる世帯等は、入居収入基準が公営住宅は、２１４，０００円以下、改良住宅は、１３９，０００円以下になります。

２　収入認定月額の計算

（1）所得額の算定

転職等の特別な事情がない場合は、下記の額から算定することになります。

給与所得者	①勤務先が発行する「前年分の給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」 ②自治体が発行する「前年分の所得証明」の「給与所得」の額	(1)　円
事業所得者	①当年に提出した確定申告書の「総所得額」 ②自治体が発行する「前年分の所得証明」の「総所得」の額	
年金受給者	①社会保険庁が発行する「前年分の公的年金等の源泉徴収票」の支払金額から算定した所得の額 ②自治体が発行する「前年分の所得証明」の「雑所得」の額	

注１）　１月～６月までの申込は上記の①、７月～１２月の申込は②から算定することになります。

注２）　同居する親族に所得がある場合は、合算します。

（2）控除額の算定

申込者本人及び一緒に入居する親族等に該当者がいる場合、上記収入（所得）から控除します。

控除の種類	該当者の範囲等	控除額	金額
①親族控除	入居親族（本人以外）及び所得税法上の別居扶養親族	380,000 円×（　人）	円
②老人配偶者控除 老人扶養控除	70 歳以上の配偶者または老人扶養親族	100,000 円×（　人）	円
③特定扶養控除	16 歳以上 23 歳未満の扶養親族	250,000 円×（　人）	円
④障がい者控除	身体障がい者手帳（３級～６級） 精神障がい者保健福祉手帳（２級か３級） 療育手帳（B判定） を持っている方	270,000 円×（　人）	円
⑤特別障がい者控除	身体障がい者手帳（１級～２級） 精神障がい者保健福祉手帳（１級） 療育手帳（A判定） を持っている方	400,000 円×（　人）	円
⑥寡婦（夫）控除	所得のある者が寡婦（夫）である場合	270,000 円×（　人）	円 ※ただし、所得が 27 万円未満の場合はその額
計		(2)	円

⑶　**収入認定月額　＝　｛　（　(1)所得額の合計　）　－　（　(2)控除額の合計　）　｝　÷　12**